

議 会 資 料	議案第 7 3 号
こども家庭課	

志摩市特定乳児等通園支援事業運営に関する基準を定める条例の制定について

1. 条例を制定する理由

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、市が「乳幼児登通園支援事業」を実施する事業者に対して給付費を支給する「特定乳児等通園支援事業」について、その具体的な運営に関する基準を定めるものです。

第 7 2 号議案で定める共通の基本基準を踏まえつつ、国の給付の対象となる事業であるため、より詳細な規定や責務を定め、給付費の対象とする事業者の要件を明確化することで、制度の適正な実施と利用者の保護を図ります。

この条例における「特定」とは、自治体が定める基準を満たしているとして、市から確認を受け、公的な給付（乳児等支援給付）の対象となる事業であることを意味しています。

2. 制定する条例の要点

本事業の多様な実施主体（民間保育施設などを想定）が「特定乳児等通園支援事業」として事業を行う場合に、特にその「運営」に関して遵守すべき基準を定めるものです。

3. 制定による効果等

保護者にとっての子育ての孤立感や不安感の解消につながり、子育ての負担感の軽減にもなります。

また、子どもにとって家庭とは異なる経験や、年齢の近い子どもとの関りにより人や物への興味や関心が広がり成長していくことができます。

4. スケジュール

令和 8 年 1 月	利用者募集準備
令和 8 年 2 月	周知・利用者受付開始
令和 8 年 4 月	乳児等通園支援事業 開始